

西粟倉村サクッとふるさと納税事業加盟店募集要綱

1 目的

西粟倉村滞在時又は訪問前に気軽にスマートフォンからふるさと納税を行うことが可能なサービス（以下「サクッとふるさと納税」という。）を開始します。返礼品は村内事業者で利用できる電子クーポンとし、寄附された村外在住の方が、実際に西粟倉村を訪れていただくことで、村内での消費喚起、交流人口の増加、村内事業者の活性化を図ることを目的とします。

2 実施概要

サクッとふるさと納税利用者は、専用のWebサイト（西粟倉村と暮らすふるさと納税特設サイト）からふるさと納税を行い、返礼品として「西粟倉アプリ村民票」上で西粟倉村サクふるクーポンを取得します。取得した西粟倉村サクふるクーポンを自身のスマートフォンで表示させ、サクッとふるさと納税取扱事業者に対して提示します。取扱事業者は、決済機器である電子スタンプを使い、スマートフォンの画面に触れ、決済を行う簡易、迅速な内容となっております。

※事業開始から2ヶ月間を試験運用期間とし、村内の宿泊・飲食事業者に限定して公募します。

3 参加資格・条件

参加資格・条件については、以下の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 西粟倉村サクふるクーポン加盟店規約に同意した者
 - (2) 西粟倉村内に本社・本店を有する者
(総務省がまとめたふるさと納税返礼品の地場産品基準（総務省ホームページ参照）に該当する商品・サービスを提供している者)
 - (3) 村外の店舗にて西粟倉村サクふるクーポンの使用を制限できる者
 - (4) 村税の滞納がない者
 - (5) 各種法令、条例等に適した業務を行っている者
 - (6) 個人情報の取扱いを厳重に行うことができること
 - (7) 次のいずれにも該当しない者
- ア 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っている者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 返礼品の概要

サクッとふるさと納税の返礼品としての西粟倉村サクふるクーポンの概要は以下のとおりとします。

(1) 使用期間 : 令和4年7月中旬～

(2) 取扱ギフト種類 : 3種類の電子商品券を用意

3,000 円分 (10,000 円以上の寄附で付与)

9,000 円分 (30,000 円以上の〃)

15,000 円分 (50,000 円以上の〃)

※お釣りは出ません。

5 精算サイクル

月に1回締日(原則毎月末)を設け、その日までの間に村に到着した取引データをもとに、翌5日までに該当事業者に支払通知書を送付する。支払通知書に従い、月に1回(締日の翌月20日前後)に指定口座へ売上金を振り込むものとする。

6 取扱事業者登録申込について

取扱事業者登録希望者は、西粟倉村ホームページよりお申込ください。上記の方法がご利用できない方は役場地方創生推進室窓口にて直接お申し込みください。

※すでに、あわくらポイントサービスギフト券の加盟店となっている事業者の皆様も、上記の方法でお申し込みをお願いします。(入力する情報は省略可能)

7 その他

この要綱に定めるもののほか、西粟倉村サクッとふるさと納税事業に関し必要な事項は西粟倉村が別に定める。